

資格認定規定

(総 則)

- 第 1 条 ① 一般社団法人・日本歌謡協会（以下協会という）は次の各号に示す認定を行うが、その認定方法についてこの規定を以って定める。
- 1、歌謡指導員の認定
 - 2、歌謡師範の認定
- ② 被受験者は既協会会員の紹介及び、協会主催の研修会への参加があることをその要件とする。

(審査会と認定)

- 第 2 条 ① 協会は年 1 回を限度として資格認定の審査会を開催し、第 1 条各号に示す資格の認定を行う。
- ② 審査会の構成は会長・協会顧問・正副理事長・正副幹事長の全員又はその一部によって構成される。
 - ③ 審査会の審査の結果認定が妥当と目される者について、認定書が授与される。
 - ④ 協会の認定有資格者は当協会の会員である事を前提とする、従って認定資格保持者が協会を退会した場合はその資格は失効となる。

(審査対象項目)

- 第 3 条 ① 審査する能力特性は概ね下記項目を対象とするが、合否判定基準・審査対象項目等については審査会の裁量に委ねる。
- 1、歌唱能力又は創作能力。
 - 2、音楽的素養および知識。
 - 3、人間性・人柄および協会への貢献期待度。
 - 4、歌謡・音楽に関するキャリアおよび経歴等。

(審査及び認定費用)

- 第 4 条 ① 協会の資格認定審査料を下記の如く定める。
- 1、歌謡指導員・歌謡師範審査料……………¥5,000
- ② 歌謡指導員・歌謡師範位の認定料を下記に定める。
- 1、歌謡指導員認定料……………¥30,000
 - 2、歌謡師範位認定料……………¥50,000
- ③ 歌謡師範の被審査資格者は歌謡指導員の資格保持者に限るものとする。